

岡崎市都市政策部建築指導課からのお願い！

市街化調整区域で建築をされる方へ

⚠ 市街化調整区域では、原則、**建築をすることはできません。**

⚠ 市街化調整区域で建築をされる方は、**建築士等**へご相談ください。

市街化調整区域について

市街化調整区域は、都市計画法の規定により、原則として建築物の建築はできません。

住宅・工場はもちろんプレハブ構造や基礎のない簡易な建築物など構造にかかわらず建築物を建てることは厳しく規制されています。

このため、市街化調整区域の土地や建物の購入予定がある場合は事前に建築士等へご相談してください。



岡崎市の市街化区域か市街化調整区域の確認は、「岡崎市わが街ガイド」で検索できます。



わがまちガイド QR コード

建築物とは

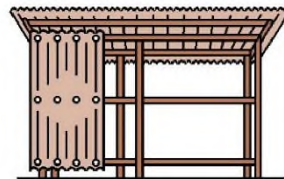
建築物とは、「屋根」と「壁もしくは柱」があるものをいい、基礎の有無や材質によらず、以下のような簡易なものも建築物となります。



プレハブ物置



カーポート



簡易な屋根があるもの

ルール違反になると

法令に違反している建築物は、**所有者自らの責任で直さなければいけません。**

違反建築物は是正が必要となります。購入してしまうと、最後に困るのはその持ち主です。ご注意ください。

(違反建築物の所有者等には、厳しい処分や法的な罰則が科せられる場合があります。)

○市街化調整区域に関する相談
建築指導課開発審査係
TEL 0564-23-6906

○改善に関する相談
建築指導課課監察指導係
TEL 0564-23-6816